

令和5年度第1回今治市地域福祉計画審議会会議録

日 時	令和6年2月 14 日(水) 14:30～15:30
場 所	今治市役所第2別館 11 階特別会議室1号
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 健康福祉部長挨拶</p> <p>3 委員ご紹介</p> <p>4 会長及び副会長の選出</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について</p> <p>(2) 重層的支援体制整備事業について</p> <p>6 閉会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会次第 ・委員名簿 ・配席表 ・第3期今治市地域福祉計画 ・第3期今治市地域福祉活動計画 ・令和5年度第1回今治市地域福祉計画審議会(資料)
出席者	<p>(委 員)</p> <p>恒 吉 委 員 上 村 委 員 越智(廣)委員 吉 良 委 員 山 本 委 員 白 谷 委 員 細 川 委 員 小 澤 委 員 越智(祐)委員 村 上 委 員 岡田(敏)委員 石 崎 委 員 岡田(克)委員 矢 野 委 員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>菅 委 員 松 田 委 員</p> <p>(事務局)</p> <p>健康福祉部長 長谷部 健康福祉政策局長 竹谷 福祉政策課長 森山 福祉政策課 浮穴 久井 社会福祉協議会 小池 八木</p>

<p>福祉政策課長</p>	<p>それでは定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年度第1回今治市地域福祉計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>当審議会は、今治市の条例による附属機関であり、市長の求めに応じて、地域福祉計画に関する重要事項についての調査・審議等を行うための機関であり、複数の委員をもって構成する合議制の機関であります。</p> <p>なお、委員の皆様の任期は、令和5年7月1日から2年間でございます。今回は、新しい任期が始まって最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、私、福祉政策課長の森山が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより着座にてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、今治市健康福祉部長 長谷部よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>健康福祉部長</p>	<p>皆様こんにちは。健康福祉部長の長谷部でございます。</p> <p>本日はお忙しいところお集まり頂き、心より御礼申し上げます。</p> <p>また、皆様方におかれましては、当審議会のご就任をお願いしましたところ、快くお引き受け頂きまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、令和6年1月1日に発生した、石川県能登半島を震源とする大地震では多くの方が被災され、今なお避難生活を余儀なくされています。発災から1か月が過ぎ、全国から支援が入りつつある状況ですが、息の長い支援が必要かと思われまます。</p> <p>また、発災直後は、交通網やライフラインが寸断され、救助活動が思うように進まない中、地域住民が互いに協力しながら、避難所運営などに尽力されている姿をテレビ等で拝見し、あらためて共助の大切さを痛感したところであります。</p> <p>今治市地域福祉計画は、様々な福祉計画の上位計画として位置付けられており、基本目標のひとつに「地域防災の体制づくり」を掲げております。災害時の対応も含め、誰もが地域の中で孤立することなく安心・安全に暮らしていけるまちづくりを推進するためにも、非常に重要な計画となります。</p> <p>平成17年に今治市が12市町村という大きな枠組みの合併を果たし、来年の1月には合併20周年を迎えます。この大きな節目に、</p>

地域の福祉をどうデザインしていくのか、本市におきましても大きな課題であり、皆様方のお知恵を借りながら、地域福祉計画のブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後、地域福祉を一層推進していくには、皆様のご理解とご協力が必要です。どうぞ、当審議会においてそれぞれの立場から忌憚なきご意見をいただきますようお願い申し上げて、わたくしからの開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

福祉政策課長

続きまして、本日は、任期が始まって初めての審議会ということでございますので、ご出席の委員の皆様を紹介させていただきます。

お手元にお配りしております、「委員名簿」の順にご紹介させていただきます。

私が名前をお呼びした後、ご起立のうえ一言ご挨拶をお願いします。

なお、菅委員、松田委員につきましては所用のため、本日欠席のご連絡を頂いております。

《委員紹介》

以上、16名の委員中14名の方が出席されております。

続いて、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員紹介》

今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱、及び、今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱に基づき、会議と議事録の公開を行うこととしておりますので、あらかじめご承知置きください。

それでは次第4「会長及び副会長の選任について」でございます。

「今治市地域福祉計画審議会規則」の第3条第2項の規定におきまして、「会長及び副会長は委員の互選による」となっております。

しかしながら、今回初顔合わせという委員もいらっしゃると思いますので、事務局の方でご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
福祉政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局（案）といたしましては、会長には聖カタリナ大学人間健康福祉学部教授であります恒吉委員を、副会長には今治市民生児童委員協議会の越智廣美委員をご提案させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。</p>
委員	拍手
福祉政策課長	<p>皆様のご賛同をいただきました。それでは、恒吉委員を会長に、越智廣美委員を副会長に決定することとさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>恒吉委員さん、会長席にお移りの上、一言ご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして聖カタリナ大学恒吉と申します。</p> <p>このたび会長ということでよろしくお願いします。</p> <p>先ほどの冒頭の挨拶にもありましたとおり、2024 年は大変な幕開けとなっております。災害が起こるたびにいつも思うのは、普段からの備え、いざという時の地域のつながりや支え合いが大事だということを痛切に感じております。地域づくりも全く同じでありまして、災害に関わらず私たちの日常生活には様々な不安や課題が潜んでおります。そういった方々の自助、互助をどのように高めていくのかが特に重要になってくるのではないかと思います。今回皆様のご意見を頂きながら策定していきます地域福祉計画、地域福祉活動計画は今後、かなり重要性を増してくるのではないかと思います。皆様の忌憚なき意見を聞きながら、当会がしっかりとした機能を果たせるよう微力ではありますが、努力してまいりたいと思えますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
福祉政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議会資料を確認させていただきます。</p> <p>《資料確認》</p>

	<p>それでは地域福祉計画審議会規則の第3条第4項の規定によりまして、「会長は、会務を総理し、審議会を代表する」となっておりますので、ここからは恒吉会長に会の進行をお任せしたいと思います。</p> <p>恒吉会長、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、私の方で進行させていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議は、お手元の議事次第に従って進行いたします。</p> <p>それでは、議事(1)「地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今治市福祉政策課の浮穴と申します。</p> <p>それでは、事前に送付させていただいた「令和5年度第1回今治市地域福祉計画審議会(資料)をお手元にご用意ください。</p> <p>資料を2ページめくっていただいて、1番「地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について」でございます。</p> <p>今治市では、新たな支え合い(共助)を中核とする地域福祉についての啓発や情報提供を行い、市民・地域・行政の間に共通認識を醸成することを目指し、平成22年に第1期地域福祉計画を策定しました。その後、平成28年に第2期地域福祉計画、令和3年に第3期地域福祉計画を策定し、「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」を基本理念に掲げ、地域福祉の増進に取り組んできました。</p> <p>また、今治市社会福祉協議会では、地域福祉計画と補完・補強し合う活動計画として、地域福祉活動計画を策定し、「一人ひとりが輝き、人と地域をやさしく包むまち いまばり」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進を図ってきたところです。</p> <p>地域福祉計画及び地域福祉活動計画の計画期間についてですが、市の第3期地域福祉計画期間は令和7年度までの5か年計画となっております。一方、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、平成31年度から令和5年度までの5か年計画としておりましたが、新型コロナウイルスの影響に伴う計画進捗の遅れ、新しい生活様式に対応した福祉活動を取り入れていく必要性を鑑み、計画期間を2年延長し、計画の終了期間を令和7年度に修正しております。</p>

次に（２）一体計画の策定についてです。従来から、今治市の「地域福祉計画」と今治市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、地域福祉の目指すべき方向性を共有し、相互に連携し合うものとして策定してきました。

そこで、令和８年４月からを計画期間とする「第４期今治市地域福祉計画」及び「第４期今治市地域福祉活動計画」の策定に当たり、今治市と今治市社会福祉協議会をはじめ、住民組織や様々な関係団体、住民一人ひとりがより一層連携・協働できるようにするため、これらの計画の一体的策定を目指したいと考えております。

続きまして、資料右上、（３）第４期計画策定の体制についてです。第４期計画の策定にあたっては、市担当部署職員及び社会福祉協議会担当部署の職員がともに参加するワーキングチームを設置し、チームに学識経験者の助言を頂きながら、計画策定のためのアンケート調査、地域福祉活動に従事する市民の方々との座談会内容などを取りまとめてまいります。

それらを元に「第４期今治市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）」を作成し、「今治市地域福祉計画審議会」ならびに「地域福祉活動計画策定委員会」に提案する流れを考えております。

なお、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することから、今治市社会福祉協議会が委嘱する「地域福祉活動計画策定委員会」の委員は、本日ご参集いただいております「地域福祉計画審議会」の委員の皆様をお願いしたいと考えております。審議会および策定委員会は同日開催とすることにより、委員の皆様にご過度のご負担をおかけすることがないように努めますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後に資料右下、（４）令和６年度の第４期計画策定スケジュールについてです。

４月中に、今治市社会福祉協議会から「地域福祉活動計画策定委員会」委員委嘱の手続きを行います。

６月頃を目途に、市担当部署職員、社協担当部署職員、学識経験者を交えたワーキングチームの設置を行います。なお、ワーキングチームは約２か月に１回、年６回程度の協議を予定しています。

８月には、市において地域福祉計画のための市民アンケート委託事

	<p>業者を決定します。</p> <p>そして、9月に今治市地域福祉計画審議会ならびに地域福祉活動計画策定委員会を開催いたします。当会は9月、11月、3月の年3回を予定し、内容は第3期各計画の進捗状況の報告、座談会・アンケート調査項目の内容等をご審議いただきたいと思います。</p> <p>令和6年度において、住民座談会、市民アンケート調査を完了し、令和7年度の「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に向けて準備を整えていきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど事務局から説明のありました「地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定」について、何かご意見はございませんでしょうか？</p> <p>市町村によっては別々に策定しているところもあるようですが、全体的な傾向としては、一体計画として策定しているところがあるかと思いますが、地域福祉計画と地域福祉活動計画は基本理念・目標について同じものを掲げたものになりますので、これは一体的に策定していった方が色々な意味で効果的・効率的に実施に向けた取組ができるのではないかと思います。</p> <p>事務局からの説明にもありましたとおり、現計画の進捗管理を行いながら、一方で次期計画策定に向けての立案を行っていくことになろうかと思っておりますので、年3回、皆様にお集まりいただいてご意見をいただくことになろうかと思っております。</p> <p>特にご意見ご質問ございませんようなので、次期計画に向けましては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定していくということで進めていただければと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは2番目の議題に移ります。議題2「重層的支援体制整備事業」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	それでは、お手元の資料2「重層的支援体制整備事業について」

をご覧ください。

本市では来年度から、社会福祉法改正により新たに創設された「重層的支援体制整備事業」の「移行準備事業」に取り組んでまいります。

まず、国全体として事業の創設に至った経緯からご説明させていただきます。

資料左側（１）地域共生社会の実現に向けてでございます。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

地域は、生活に身近なものであるため、住民同士が、日々の変化に気づき、寄り添いながら支え合うことができます。また、地域に暮らす他者が抱える生活上の課題は、現在または将来の自分や家族の課題となり、暮らしやすい地域をつくることは自分の利益になります。このことが『我が事』として地域づくりに参加するきっかけとなります。

また、多様な人々が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うことを通して、多様性を尊重し包摂する地域文化を醸成していくことで、「制度の狭間」などの公的支援の課題を克服し、孤立を生まない地域社会を構築することにもつながります。

昨今、多くの地域社会では、担い手の減少を背景に、様々な分野で存続への危機が生まれています。しかし、これらの課題は同時に、高齢者や障害者、生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源とも言えます。地域において人と資源がつながることで地域の様々な可能性を拓くことができます。

市や福祉関係者は、地域の主体性を損なわないように配慮しながら、地域づくりの取組が持続するよう支援するとともに、複合的な課題など、地域住民だけでは解決が困難な地域の課題については、専門職や関係機関協働の下で解決を図る体制を整備することが必要です。

続いて、資料右側（２）地域包括ケアシステムとの関係についてでございます。

高齢者分野においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が重要とされています。

地域共生社会の実現のためには、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが必要です。

次ページをお開きください。（３）重層的支援体制整備事業についてでございます。

重層的支援体制整備事業とは、先ほどご説明した「地域共生社会実現」のために、「地域包括ケア」の理念を全ての分野に普遍化するためのひとつの手段として捉えていただければと思います。

少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴い社会構造が変化しており、家族機能の低下や地域コミュニティのつながりが希薄化しています。また、福祉人材が不足する中で、住民の暮らしの基盤である地域コミュニティの持続が必要であり、地域福祉を推進することが重要です。一人暮らし高齢者、要介護認定者、障害手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人の増加、子育てと介護が同時に必要な世帯や高齢の親と障がいのある子どもの世帯などへの支援が必要となるなど、生活課題が多様化・複雑化していき、こうした社会環境が変化する中で顕在化してきた各種問題に包括的に対応する身近な地域における支え合い体制の充実が今後求められています。

そうしたなか、令和３年４月から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５２号）による社会福祉法の一部改正により、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的等複合化する課題などを解決できない人がいるという状況がみられます。

住民の困りごとを深刻化させないために、重層的支援体制整備事業を通じて、なるべく早い段階で多角的に相談ができ、地域で伴走支援が行えるような体制づくりを目指します。

続きまして（４）重層的支援体制整備事業にかかる本市の取組についてでございます。

本市では、令和５年１月から関係各課職員で構成する「重層的支援体制整備事業検討連絡会」を設置し、事業実施に向けて協議を重ねてきました。

令和５年６月には、今治市福祉相談窓口 43 箇所にも重層的支援体制整備事業に関するアンケート調査を実施し、「制度の狭間にある課題」や「複合課題であって支援困難な事例」の把握を行っています。

今後の取組といたしましては、令和６年度に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施し、令和７年度から本事業を開始する予定です。

資料の表をご覧ください。こちらは、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項に規定されている重層的支援体制整備事業の各号を列挙したものとなります。重層的支援体制整備事業は、第 1 号から第 6 号までの事業を全て行うこととされていますが、本市では赤枠で囲っている部分、「第 2 号参加支援事業」、「第 4 号アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「第 5 号多機関協働事業」、「第 6 号支援プランの作成」を、移行準備事業として令和 6 年度に実施します。

令和 7 年度には、令和 6 年度に行う事業に加えて「第 1 号相談支援事業」、「第 3 号地域づくり支援事業」を実施することで、本事業を開始する予定です。

なお、「第 1 号相談支援事業」、「第 3 号地域づくりに向けた支援事業」は、表の右側下から 4 段目「生活困窮者の共助の基盤づくり事業」を除き、介護、障害、子ども、困窮の各分野において全て既の実施している事業となります。

したがって、令和 7 年度以降の重層的支援体制整備事業本事業開

始においては、これらの事業の交付金が一本化されることにともない、各分野の連携体制をどのように構築していくのかが課題となります。

次ページをご覧ください。(5) 今治市の重層的支援体制整備事業のイメージ図です。こちらは、先ほどご覧頂いた事業の枠組みを今治市の体制に当てはめた図となります。

現在、今治市の福祉に関する相談は、介護、障がい、こども、生活困窮、その他において各相談窓口が受け止め、分野がまたがる場合は、それぞれの相談窓口が必要に応じて連携しています。しかしながら、相談のなかには、既存の窓口では対応が難しい複雑化・複合化した事例、例えば、認知症高齢者と精神障害の子と不登校の孫の世帯への支援など、世帯全体に一体的支援を行わなければ解決が困難なケースや、ゴミ屋敷やペットの多頭飼いなどにより地域から孤立している方や、必要な支援を拒否される方など、適切な相談窓口がない制度の狭間にある福祉相談などがあります。これらに対応し、既存の相談窓口との連携支援を行うため、多機関協働事業において庁内に「ふくし連携スーパーバイザー」を設置し、相談に応じて課題を整理し、既存窓口との連携支援を行うほか、必要に応じて直接支援を行います。

また、いわゆる支援困難事例に関して、多様な主体が参画する「支援会議」、「重層的支援会議」を開催し、課題解決に向けたプランニング、社会参加支援等を行うことによって、地域から孤立化した相談者を地域コミュニティへの参加へとつなげていきます。

併せて「地域づくり事業」では、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の取組を活かしつつ、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生むプラットフォームを形成し、地域コミュニティの活性化を図っていきます。

重層的支援体制整備事業のご説明は以上です。

会 長

ただいま事務局より、重層的支援体制整備事業についてご説明をいただきました。内容についてご質問はありますか。

細 川 委 員

福祉連携スーパーバイザーは具体的にどこの部署の方がされる

	<p>のでしょうか。</p>
事務局	<p>福祉政策課内に専門職を配置して担当部署を担う予定としています。配置される専門職といたしましては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等を考えております。</p>
会長	<p>既に実施している自治体があるようですが、(今治市では)準備から始めるようです。地域福祉計画に相談支援の充実は掲げられていますので、(当事業は)地域共生社会の実現をより具体的に進めていくものとなります。非常に今、住民の日常生活上の課題が複雑化・多様化している一方、行政を含め支援のあり方が縦割りになっているので、それを包括的かつ具体的に進めていけるような体制を構築していきましょう、それによって具体的な活動が見えてくるのかなと思います。また、新しい事業だけではなくて、既存の事業もうまく連携させながら、きちんと機能する体制を作っていく事業になろうかと思います。</p>
吉良委員	<p>私は産婦人科医をしてて、少子化・人手不足を感じているのですが、実際に人手が足りないなかで部署を増やすと、どこかに人が足りないところが出てくると思います。今後しなくてはいけない方針のひとつに、本当に必要なところに人を集め、必要でないところは、やんわりと薄くしていかないといけないなか、新しい部署を増やすということは本当に出来るのかという気がするのですが、会長はどのように思われますか。</p>
会長	<p>S Vを中心にしながら関係機関と連携をとるところで、S Vを配置することで人材は必要となりますが、現場の方々の効率性が図られるのではないかと思います。</p>
吉良委員	<p>会長の仰るとおりだと思いますが、大事な部署とそうでない部署を判断するときに誰が責任をもって仕分けしていくのでしょうか。この会なのか、市長なのか、部署の人たちなののでしょうか。</p>
会長	<p>それは行政の中で決めることなので、この会にその権限はないと思います。</p>

吉 良 委 員	この会は飽くまでも提案ということですね。
会 長	今治市は今後こういう取組を進めていくので、皆さんにご意見を伺いたいということです。
吉 良 委 員	人員を薄くされたところから言われると、行政の人もやりにくくなると思います。きちんと（人員を手厚くするところ）を決めて進めていかなければいけないと思います。
会 長	行政の組織のあり方について、行政の中でしっかりと対応していただくということになるかと思います。 この事業は必須ではなく、手上げ事業となります。実施する際は法律上、実施するための計画を定めることが努力規定となっていますが、計画策定の状況はどのようになっていますか。
事 務 局	令和5年1月から実施している検討会議のなかで、（重層的支援体制整備事業）実施計画に関する素案を進めています。本格的な稼働は令和7年度を想定していますので、令和6年度の移行準備事業を実施しながら、本事業実施に向けて計画を組み上げていきます。
会 長	地域福祉計画、地域福祉活動計画とともに、重層的支援体制整備事業実施計画も一体的に策定されるのでしょうか。
事 務 局	地域福祉計画と一体的に策定する計画につきましては、例えば成年後見制度利用促進基本計画であるとか、いくつかの計画がありますので、それらを一体的に含めるのか、当初はそれぞれの計画を策定した後に、将来一体的に策定していくのか、庁内で今後検討しまして、審議会でご報告させていただきたいと思います。
会 長	今まで地域共生社会の「丸ごと」を掲げながら、相談機関が分野ごとに別々になって、住民からすれば縦割りとなっているなかで、まずはそれぞれの機関がきちんと連携を取れるような体制を作ることで、利用者にとって効率化が図られるのではないかと思いますので、是非庁舎内で連携について議論して頂いて、体制を整えていただければと思います。

吉 良 委 員	将来像としてプランを立てるときに、予算の増額は視野に入れられているのですか。
事 務 局	今回の重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施するにあたって予算の要求はさせていただいています。本事業の実施に向けては介護保険事業を含めて組み替えが必要となりますので、そこに向けて必要な予算を要求していくことになります。
会 長	国の補助はつきますか。
事 務 局	ございます。
岡田（克）委員	補助率は。
事 務 局	国費 1/2、県費 1/4 となります。
岡田（克）委員	住民サービスを充実したり、色々な窓口の対応を重視しようとすると、人がたくさんいますが、独自財源では限界があるので、国の補助金を使って窓口を広げることが出来たらという市の趣旨はあると思います。ただ、市が保健師さんを採用される場合に、最終的に募集しても人が集まらなかった場合に、地域の問題としてどうするのかというのがあると思います。
吉 良 委 員	おっしゃるとおり、少ない人材の取り合いになると、本末転倒だと思います。
臼 谷 委 員	重層的支援体制整備事業を既に実施している自治体があると同じでしたが、既に行われている市町で、良かった点や悪かった点で結果が出ているところがあれば、それを元に皆さんと検討しても良いかと思います。
会 長	県内で既に実施している自治体はありますか。
事 務 局	宇和島市が本事業を先行実施しています。その他、移行準備事業を伊予市、愛南町、四国中央市が実施しています。

吉 良 委 員	愛媛県内に限らず、全国的にみてうまくいっているところを参考にすればよいと思います。
会 長	事業を実施している自治体は厚生労働省のホームページに掲載されていて、各自治体で実施計画を公表しているところも多くあります。
吉 良 委 員	今小学校の引きこもりの方はどれくらいいらっしゃいますか。
岡田（敏）委員	地域によってばらつきがありますが、全体的には増えてきています。
吉 良 委 員	一学年で何人くらいでしょうか。
岡田（敏）委員	一学年で1人か2人くらいです。ずっと学校に來れていない子です。
吉 良 委 員	ひきこもり対策も今後の重要な課題のひとつだと思います。市は人数を把握されていますか。
健康福祉部長	教育委員会で調査を行い市として把握していますが、手元に今資料がないので正確な数字は申し上げにくいです。
岡田（敏）委員	学校に確実に來れていない子はお伝えさせて頂いた人数ですが、短時間のみ登校する子や、教室に入れず別室で過ごす子たちの数を含めると全体的に増えてきていると感じています。
会 長	<p>それでは、今後、重層的支援体制整備事業を実施するにあたって、本日頂いたご意見を元に工夫を加えながら進めていただければと思います。</p> <p>議事は以上となります。この後は、進行を事務局にお返しいたします。</p>
福祉政策課長	<p>会長、議事の進行ありがとうございました。</p> <p>本日の議事が終了いたしましたので、竹谷健康福祉政策局長より</p>

	<p>閉会のご挨拶を申し上げます。</p>
健康福祉政策局長	<p>委員の皆様、長時間にわたり貴重なご意見を頂戴しましてありがとうございました。</p> <p>次回審議会は、今年9月を予定としております。</p> <p>今後とも、委員の皆様方の専門的見地からのご意見を伺いながら計画を策定し、実践していきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いします。</p> <p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。</p>
福祉政策課長	<p>それでは、以上をもちまして、「令和5年度第1回今治市地域福祉計画審議会」を閉会させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>